

子どもの権利・貧困化と子育て・教育

(一) 子どもの権利条約と日本における子ども期の貧困化

2017年1月30日、日本政府は、国連・子どもの権利委員会に「子どもの権利に関する第4・5回統合報告書」を提出し、その中で次のように述べた。

「高等学校における入学者選抜は、生徒の個性に応じた学校が選べるよう、選抜方法が多様化されている。……。大学入学者選抜については、各大学の教育理念・教育内容に基づき、入学希望者の知識・技能だけでなく能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するとともに、多様な背景を持った学生の受入れについて配慮することや高等学校教育を乱すことのないよう配慮することを基本として実施するよう、各大学に対して促してきた……。また、高大接続システム改革会議『最終報告』において、多様な背景を持つ受検者一人一人の能力や経験を多面的・総合的に評価する入学者選抜へと転換することが提言されているところであり……。各大学における多面的・総合的な評価による入学者選抜改革を推進することとしている」「なお、仮に今次報告に対して貴委員会が『過度の競争に関する苦情が増加し続けていることに懸念をもって留意する。委員会はまた、高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性がある』との認識を持ち続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい」（太字は引用者）。「各学校においては、いじめほどの学校も、どの児童にも起こり得るとの基本的認識に立って、『いじめは絶対に許されない』という認識を徹底させる指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携を推進するなどの取組を進めてきた。……/…… [基本的な理念や体制を定めた『いじめ防止対策推進法』

(2013年6月制定9月施行)や『いじめ防止基本方針』(文部科学省同年10月)に基づく対応が徹底されるよう、]①学校や教育委員会等に対する指導、②教育委員会の生徒指導担当者や校長などの管理職に対する研修会の実施、③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実、④学校や教育委員会等における実施状況の調査、⑤文部科学省における「いじめ防止対策協議会」の設置などの取組を進めている」(注1)

2018年3月18日、「子どもの権利条約 市民・NGOの会」(堀尾輝久会長。前名称「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」)は、政府報告書を踏まえ、同年9月8日発行の『日本における子ども期の貧困化 新自由主義と新国家主義の下で(日本語版)』第2刷の第1章結論で、次のように述べた。

「日本における『子ども期の貧困』が新自由主義と新国家主義に基づく国家の組織と機能の包括的な改変によってもたらされている以上、『子ども期の貧困』を克服するには国家の組織と機能を以下の原則に基づいて全面的に再構築する必要がある。

- 第1. 本条約に基づいて子どもに関する政策と法を調整しかつ政策と法の効果を監視するヘッドクォーターを設立すること。
- 第2. 家庭が子どもの成長発達のための自然的環境と親がすることができるように、親に十分な収入、時間、およびエネルギーを確保することを目的として、親の最低賃金と労働時間を再規制すること。
- 第3. 子どもの普通的なニーズを満たすことのできる国家的な最低基準に基づいて普通的な現物および現金給付を行うこと。
- 第4. 特別なニーズを持っている子どものために、普遍的な現物及び現金給付を行うこと。
- 第5. 児童虐待や性的搾取などの有害行為から子どもを効果的に保護するシステムを構築するとともに、犠牲となった子どもにリハビリと再統合のためのサーピスを確保すること。
- 第6. 第2から第5を実施するのに十分な貨幣を累進課税制度によって市民社会から集め、かつ、子どもを最優先の予算制度を確立するとともに、中央政府から地方政府に財源を効果的に移転する政府間財政制度を確立すること。
- 第7. 子どもの主体的な発達のプロセスを可能にするための措置をとるとともに、子どもから自由時間を奪うこと、子どもを政府言論の囚われの聴衆とし自らの良心を自律的に形成する機会を奪うこと、あるいは、過度の学力競争を子どもに押し付けることなど、子どもの主体的な発達を疎外する介入を行わないこと。

以上の国家の義務と責任に関する7つの原則は、条約批准時によく指摘されていた条約に規定されている権利の類型である「3つのP」、すなわち、条件整備(provision)、保護(protection)、および参加(participation)を想起させるものとな

っている。「参加」を、子どもの主体的な発達を尊重すべきという意味に理解することが許されるのであれば、この「3つのP」こそが私たちに今最も必要とされている。「基礎に戻れ」ということが国連子どもの権利委員会が日本政府との建設的な対話に基づいて行う報告審査におけるキーワードになるはずである。

私たちは、本章に続く第2章から第39章までが委員会による日本政府報告審査に役立つことを希望している。そして、委員会が、以上7つの原則が本条約を批准した政府の義務となるということを日本政府に理解させ、7つの原則を具体化する政策と法を実施することを日本政府に受け入れさせる「媒体」として機能することを期待する(注2)。

要するに、国連・子どもの権利委員会は日本の子どもが「過度の競争」「高度に競争的な学校環境」にあり、いじめ、「精神障害、不登校、中途退学、自殺が助長されている」と指摘しているのに対して、日本政府はこれを否定しており、また、「子どもの権利条約市民・NGOの会」は、より広く、「新自由主義と新国家主義に基づく」「子ども期の費困(化)」を問題としているのである。

(二) 日本と堺の子どもの貧困率

子どもの貧困(化)から次第に問題を絞って考察する。

(1) 貧困率

貧困層の割合を把握するために「貧困率」という指標が用いられる。

厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査の概況」の「用語の説明」は、次の通り記している。

『可処分所得』とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものであり、『所得』はいわゆる税込みで、『可処分所得』は手取り収入に相当する。『等価可処分所得』とは、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得である。所得のない子ども等も含め、すべての世帯員に割り当てられる。『貧困率』とは、OECDの作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、『大人』とは18歳以上の者、『子ども』とは17歳以下の者をいい、『現役世帯』とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。……(1)相対的貧困率 貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。(2)子どもの貧困率 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。(3)「子どもがいる現役世帯」の貧困率 ア『大人が一人』の貧困率 現役世帯のうち『大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯』に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。イ『大人が二人以上』の貧困率 現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう」と(注3)。

小林泰士や「デジタル大辞泉」の解説等、多々参考文献があるが煩雑になるので省く(注4)。

(2) 子どもの貧困率

厚労省のいう子どもの貧困率は、上記の「貧困率」関連用語に示したのを繰り返せば、「17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合」である。

2015年の日本子どもの貧困率は13.9%である(注5)。

『日本における子ども期の貧困化』のまとめによれば、日本の1985年以降の「相対的貧困率・子どもの貧困率の年次推移」は、表1)の通りである(注6)。

『日本における子どもの貧困化』56頁の表

調査実施年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
相対的貧困率	12.6%	12.2%	12.1%	11.7%	11.4%	11.3%	11.4%	11.7%	11.8%	11.6%
子どもの貧困率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
子どもがいる現役世帯	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
大人が一人	14.6%	14.4%	14.1%	13.8%	13.5%	13.2%	13.0%	13.1%	13.2%	13.3%
二人以上	9.4%	9.6%	9.8%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%	10.8%	11.0%	11.2%
実質値(万円)										
中央値(a)	210	227	270	280	297	274	260	254	250	248
貧困線(a/2)	105	113	135	140	148	137	130	127	125	124

資料出所:厚生労働省「2014年「国民生活基礎調査の概況」より作成
なお貧困率はOECDの作成基準に基づいて算出している。各目標はその年の等価可処分所得をいう。実質値とはそれを昭和60年(1985年)を基準とした消費者物価指数(同年の概算値)を除く割合指数で調整したものである。

藤原千沙の「日本における『子どもの貧困』問題」の下記「表 1 各国の貧困率と子どもの貧困率（2014 年前後）」によれば、当時の日本の子どもの貧困率は、OECD34 カ国並みである（注7）。

表 1 各国の貧困率と子どもの貧困率（2014 年前後）

貧困率 (%)		子ども (0-17 歳) の貧困率 (%)			
1	中国	33.9	1	中国	39.7
2	南アフリカ	26.6	2	南アフリカ	32.0
3	コスタリカ	21.9	3	ブラジル	30.1
4	ブラジル	20.0	4	コスタリカ	29.1
5	インド	19.7	5	トルコ	25.3
6	イスラエル	18.6	6	イスラエル	24.3
7	アメリカ	17.5	7	インド	23.6
8	トルコ	17.3	8	スペイン	22.7
9	メキシコ	16.7	9	チリ	21.1
10	ラトビア	16.2	10	ロシア	20.7
11	日本 (2012 年)	16.1	11	リトアニア	20.5
12	チリ	16.1	12	アメリカ	20.2
13	リトアニア	15.7	13	メキシコ	19.7
	日本 (2015 年)	15.6	14	イタリア	19.3
14	エストニア	15.5	15	ギリシャ	19.1
15	スペイン	15.3	16	ポルトガル	18.3
16	ギリシャ	14.8	17	日本 (2012 年)	16.3
17	ロシア	14.6	18	ラトビア	15.7
18	イタリア	13.7	19	カナダ	15.0
19	ポルトガル	13.5	20	エストニア	14.7
20	オーストラリア	12.8	21	スロバキア	14.5
21	カナダ	12.6	22	ニュージーランド	14.1
	OECD34 カ国平均	11.4		日本 (2015 年)	13.9
22	ニュージーランド	10.9		OECD34 カ国平均	13.6
23	イギリス	10.5	23	オーストラリア	13.0
24	ポーランド	10.4	24	ポーランド	12.8
25	ハンガリー	10.1	25	ハンガリー	11.8
26	スイス	9.9	26	フランス	11.6
27	ドイツ	9.5	27	ルクセンブルク	11.3
28	スロベニア	9.4	28	イギリス	11.0
29	アイルランド	9.2	29	ベルギー	10.9
30	ベルギー	9.1	30	オーストリア	10.6
31	オーストリア	9.0	31	オランダ	10.3
32	スウェーデン	9.0	32	チェコ	10.3
33	スロバキア	8.7	33	スイス	9.9
34	フランス	8.2	34	ドイツ	9.5
35	ルクセンブルク	8.1	35	スウェーデン	9.2
36	ノルウェー	8.1	36	アイルランド	9.2
37	オランダ	7.7	37	スロベニア	9.0
38	フィンランド	6.8	38	アイスランド	7.2
39	アイスランド	6.5	39	ノルウェー	7.2
40	チェコ	5.9	40	フィンランド	3.6
41	デンマーク	5.5	41	デンマーク	2.9

注)・貧困率の定義は、年間等価可処分所得がその国全体の年間等価可処分所得の中央値の 50%未満である割合。
 ・インドとロシアは 2011 年、日本は 2012 年、ブラジルと中国は 2013 年、チリと南アフリカは 2015 年のデータであり、オランダと南アフリカは暫定データである。
 ・原表の日本データは日本 (2012 年)と表記し、日本(2015 年)は筆者が付記した。
 資料) OECD Family Database, Data for Chart CO2.2.A, Child income poverty rates, 2014 or nearest available year, Sources : OECD Income Distribution Database, (2017 年 10 月 15 日閲覧)

(3) 堺市の子どもの貧困率

堺市子ども企画課は2016年7月29日-8月12日に「子どもの生活に関する実態調査」を実施した。その結果報告書(概要版)の2頁「6 等価可処分所得別集計について」が示す表Cによれば、堺市の子どもの貧困率は15.8%である(注8)。堺市の子どもの貧困率は、これを前記二つの表に照らせば、堺市の子どもの貧困率は、その2、3年前の日本の子どもの貧困率よりも高い。つまり、堺市においては、格差的に貧しい家庭の層の子どもが比較的に多いと言えよう。

(三) 子どもの権利条約と日本における子ども期の貧困化

前記の『日本における子ども期の貧困化』は次のように述べている(注9)。

「学力テストを中心とした教育改革の下で、日本の高度に競争主義的な教育制度は、教育産業が小学校から高等学校までの子どもの学力を評価する機能を、包括的に掌握するところまで達している。そして教育業界が、どのように学力を評価し、どのような能力が学校での能力として価値があるのかも決定している。教育産業は、学力形成のノウハウを独占するだろう。(3頁から)この高度に競争主義的な教育制度と産業化された教育制度の下では、高い学力を形成するための費用が高額となり、家計の所得が子どもの運命を決めている。子どもたちは学校での競争だけでなく、労働市場における親たちの競争にも巻き込まれて、苦しんでいる。この二重の競争は、子どもたちから必要なものとともに希望まで奪い去り、子ども時代を貧困なものにしている。／……省庁のデータによると、悉皆調査としての国家学力テストの再開(注10)は、いじめ、不登校、校内暴力、自殺の割合や数の上昇を引き起こしている。これらのデータは、日本の教育制度の極めて高い競争的性格が、発達障害の原因であることを証明している。……／国連子どもの権利委員会に対して、日本政府に国家基準学力テストに関する情報の提供を求めるとともに、学力テストによる競争を中心とした教育が最終所見での勧告と子どもの権利条約の精神と矛盾しているとの懸念を表明し、日本政府に対して国家基準学力テストの包括的な見直しを行うように求めることを、提案する」。

要するに、NGO報告書は、競争主義的な教育制度と産業化された教育制度との下で「二重の競争」が「子どもたちから必要なものとともに希望まで奪い去」っている、「家計の所得が子どもの運命を決めている」とし、また、悉皆調査である「全国的な学力調査(全国学力・学習状況調査等)」がいじめ、不登校、校内暴力、自殺の割合や数の上昇を引き起こしているとしているのである。

2019年2月1日、国連・子どもの権利委員会は、上記日本政府報告を受け、『日本における子ども期の貧困』も参考にして、『日本の第4回・5回統合報告書に関する総括所見』を採択した(注11)。その中で、日本政府に『子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること』を勧告した(注12)。

以上によって、日本において、子どもの貧困ないし貧困化の基盤ないし要因に、競争的な社会と教育制度があり、全国的な学力調査が競争を促進し、いじめ、不登校、校内暴力、自殺を増加させていることが問題とされていることが知られる。

他方、国において、与野党一致の議員立法で2013年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年6月26日法律64号)が定められ、2014年1月17日に施行された。この法律の(目的)第1条は「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」と定めている。また、その(基本理念)の第2条第1項は、「子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない」と定めている。

これらの問題とその解決は、多くの人々の認識に基づく課題への取り組みを要する。

(四) 競争的教育・学習と堺市政における子育て・教育

その一環として、堺でどう取り組むべきかを考える。

その一端として、筆者は本年 2019 年 2 月と 4 月の堺市議会本会議会議録における堺市当局者と市会議員の発言と応答を閲覧した（その大要は別稿「堺市政における子育て・教育」としてまとめた。）。以下に、この閲覧による限りでの若干の考察を示す。

(A) 堺市政における子育てと教育の積極性・肯定面としては、以下が挙げられる。

- ①保育では無償化の拡充、待機児童の解消、保育士確保支援、堺市独自の多子所帯の保育料無償化が行われている。
- ②子ども医療では、「ワンコイン医療費助成」が行われている。この助成制度の大要は下記の通りである(注 13)。

子ども医療費助成制度 更新日：2019 年 7 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日から子ども医療費助成の対象者を 18 歳まで拡充しました。

堺市では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたち一人ひとりが伸びやかに育つ環境の創出をめざし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成 31 年 4 月診療分から助成対象を 18 歳（18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）まで拡充しました。所得制限はありません。

子ども医療費助成制度とは、子どもが健康保険証を使って病院などにかかったときの費用の一部を公費で助成する制度です。

対象となる方

○健康保険加入者

○堺市内に住民登録のある 0 歳から 18 歳（18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの子ども
※所得制限はありません。

申請に必要なもの（所管区の区役所へ）

○健康保険証（子どもの名前が記載されているもの）

※ただし、出生により健康保険の加入手続き中など、保険証が交付されていない場合は、加入予定の保護者の健康保険証で手続きできます。

○印かん(朱肉を使うもの。スタンプ印は不可)

○未就学児の保護者の方で、市外から転入された方はマイナンバー確認書類または前住所地発行の所得証明書

大阪府への補助金請求のため、保護者の方の所得確認が必要です。

マイナンバーで所得照会を行う場合は、保護者の本人確認書類と保護者ご本人の同意書への署名が必要です。

助成の内容

○病院、診療所、調剤薬局、訪問看護ステーションなどで、診療や薬剤支給を受けたときに負担する健康保険の自己負担額から一部自己負担額を控除した額、入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）を助成します。

○精神病床への入院に係る医療費は、助成対象外です。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点で子ども医療費助成制度の資格がある方は、資格が継続されている限り、令和 3 年 3 月 31 日まで経過措置として引き続き助成対象となります。

・大阪府内の医療機関にかかるとき

健康保険証とあわせて子ども医療証を医療機関の窓口に掲示してください。

・大阪府外の医療機関にかかるとき

健康保険の自己負担額を支払った後、市に還付の申請をしてください。（医療費の還付について）

※健康保険の対象とならないものは、助成対象外です。

（例）健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代、病衣・おむつ代、診断書等の文書料、大病院に紹介状なしでかかった場合の初診や再診に係る選定療養など。

一部自己負担額について

○健康保険証と医療証を医療機関等の窓口に掲示していただくことで、1 日あたり最大 500 円まで（500 円に満たない場合は、その金額）のご負担で受診できます。

○ご負担いただくのは、同じ医療機関につき、月2日までです。

○処方先の調剤薬局では、一部自己負担額はかかりません。

一部自己負担額計算例

例1) 同じ月に複数の病院を受診した場合

例2) 同じ月にひとつの病院(D病院)で入院・通院・歯科を受診した場合(同じ医療機関でも、入院・通院・歯科は別の医療機関とみなします。)

※対象者1人あたりの一部自己負担額が、1カ月2,500円(健康保険適用分のみ)を超えた場合、申請によりお返しします。(例2の場合、500円お返しします。)

※上記は参考例ですので、病状等により実際の一部自己負担額は変わります。

医療証の更新について

子ども医療証の有効期限は、資格管理のため次の(1)、(2)、(3)のいずれかとなっています。

(1) 6歳に達した日以後の最初の3月31日まで(小学校就学前まで)(※)

(2) 12歳に達した日以後の最初の3月31日まで(小学校卒業まで)(※)

(3) 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

(※)(1)、(2)の有効期限に到達するときは、3月中に新しい医療証をお送りします。改めて申請する必要はありません。

医療費の還付について(申請が必要です。)(詳細、略)

(……中略……)

○一部自己負担額が一人につき1カ月あたり2,500円を超えたとき

平成30年4月診療分から、一部自己負担額が一人につき1カ月あたり2,500円を超えたときは、超えた金額を自動的にお返しします。

【償還方法について】 (以下、略)

(子ども医療・「ワンコイン医療費助成記事終わり)

③また、2019年度現在、2019年度予算で「新生児の聴覚検査に係る公費負担」が措置される。

④小・中学生の教育では2019年度予算で部活動指導員配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充をする。

⑤堺市のまちづくり全般で、政令指定都市として権限と財政を生かして、子育て・教育環境を整備してきている。特に堺市は2018年6月にSDG未来都市に選定され、2019年度はその実行に直面している。

⑥共働き子育てしやすい街ランキングで西日本1に選ばれた。

(B) 堺市政における子育て・教育について議員から挙げられた問題点ないし課題としては、以下が挙げられる。

①竹山修身・前市長は政治資金規正法違反容疑を追及され2019年4月30日付で辞職した(例えば、毎日新聞2019年9月12日記事「前堺市長の自宅など捜索 政治資金規正法違反の疑いで大阪地検」等、参照)。

②堺市教委教育監が「堺市の目指す学力は新学習指導要領に合致する」などと答弁している。新学習指導要領とその競争主義的教育・復古主義的教育への批判的観点は欠如している。しかも閲覧した限りの市議会本会議議事録では、このことに対する質問や批判的意見は見られない。

③教育のための予算はもっととるべきだとの意見もある。

今後は、競争主義的教育や学習ではないかとの疑問や批判の観点をもって、新学習指導要領の教育や学力調査、堺市の目指してきた学力を検討する必要がある。また、その際、教育・学習の質・内容として何を対置するべきかを考えることを要する。

注

注1) 英文報告書 Combined Fourth and Fifth Periodic Report of Japan on the Convention on the Rights of the Child <https://www.mofa.go.jp/files/000272166.pdf>。外務省による日本語仮訳「児童の権利に関する条約第4・5回政府報告」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272180.pdf> は同年6月発行。引用は、第123-124節(25-26頁)。以下、引用文中において、「……」は原文の省略を、同じく「/」は原文における改行を、太字は引用者の注目を示す。

注2) 『日本における子ども期の貧困化』17-18頁。

注 3)厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> 2019.9.30 閲覧 56 頁。

注 4) 小林泰士「相対的貧困率とは何か：6 人に 1 人が貧困ラインを下回る日本の現状」。ブリタニカ国際大百科事典小項目事典の解説「相対的貧困率」2019.8.25 関の下記 url

<https://kotobank.jp/word/%E7%9B%B8%E5%AF%BE%E7%9A%84%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E7%8E%87-552844>

注 5) 厚労省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」中の「各種世帯の所得等の状況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> 2019 年 9 月 30 日閲覧 15 頁。なお、国民生活基礎調査の概況は、平成 30 年調査も既に公表されている。

注 6) 『日本における子ども期の貧困化』56 頁。

注 7) 藤原「日本における『子どもの貧困』問題」、法政大学大原社会問題研究所雑誌 2018 年 1 月 No. 711、35 頁。

http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711_04.pdf 2019 年 8 月 26 日閲覧。

注 8) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課提供資料「堺市子どもの生活に関する実態調査結果の公表について」（平成 29 年 5 月 10 日）の別添「子どもの生活に関する実態調査結果報告書（概要版）（平成 29 年 3 月）。資料源：2019.08.25 取得下記 file「調査の概要」2 頁「6 等価可処分所得…」の表。

https://www.city.sakai.lg.jp/minami/machizukuri/m_kaigi/29kukyouden.files/29061502.pdf 2019.8.26 閲覧。この調査期間は平成 28 年 7 月 29 日～8 月 12 日である。この調査は、かなり詳細でまた「概要版」の後に付された「堺市子ども食堂ガイドライン 地域における食を通した子どもの居場所の作り方」（A4 版 28 頁）は、それとして充分参考に値すると思われる。

注 9) 第 30 章「結論」180 頁。

注 10) 1961 年 10 月 26 日、文部省は全国の中学 2、3 年生を対象に「全国中学校一斉学力調査」を実施した。日教組は、中学校を予備校化し民主的教育を破壊するものとして反対運動を展開したため、8 割を超える不実施校が出た県もあった。一部の県で平均点を上げるための不正が行われたことが発覚するなど、多くの弊害が指摘され、全国一斉テストは 1963 年まで 3 回行われただけで中止された（毎日新聞社「昭和のニュース・中学校全国学力テスト」<http://showa.mainichi.jp/news/1961/10/post-b49b.html> 2019.9.1 閲覧）。その後、「学力低下」論争なども経て、文部科学省は 2007 年に小中学校にとっては 43 年ぶりに悉皆方式という全員調査の形でテストを復活させた（文科省「全国的な学力調査 全国学力・学習状況調査等」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/ 2019.8.29 閲覧）。

なお、フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』「全国学力・学習状況調査」2019.8.29 閲覧も参照。

注 11) 英文原文：Convention on the Rights of the Child, Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Japan :<https://www.mofa.go.jp/files/000272166.pdf> 2019.8.25 閲覧

和訳：子どもの権利条約ネットワーク「子どもの権利に関する条約」（国際教育法研究会訳）：2019.8.25 閲覧下記 url <http://www.ncrc.jp/archives/1989/11/reference891120.html>

注 12) 第 20 パラグラフ 生命、生存および発達に対する権利の(a)。

注 13) 堺市「子ども医療費助成制度」<https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kenko/iryokusuri/iryoyogyo/josei/kodomo.html> 2019.8.25 閲覧

（本稿は 2019 年 10 月 19 日・堺市東区「子どもの権利条約と児童館建設を考える会」での講演で配布した文書を多少題目も変え、内容も微修正したものである。講演の機会を下さった山田正明氏に感謝申し上げます。）

copyright©2019 Reserch Center of Study on Education KITAGAWA kunikazu all rights reserved.